

令和8年度奄美・沖縄連携可能性調査事業
業務委託仕様書

この仕様書は、奄美群島広域事務組合（以下、発注者という）が発注する業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 業務委託名

令和8年度奄美・沖縄連携可能性調査事業

2. 業務の目的

令和6年に改正された奄美群島振興開発特別措置法の基本理念に、沖縄との連携の促進が記載されたことを受け、地理的・歴史的に繋がりが深い沖縄とこれまで以上に連携した各種取組を推進していく必要がある。有力な取組の一環として、本土に比べて距離的な優位性を有する奄美から沖縄への農林水産物等の販路拡大が期待されるどころ、奄美の知名度が低いことや、沖縄市場において県外や国内外から移入されている品目や需要動向を把握できていない状況であり、具体的な取引に結び付いていない状況である。

このため、当組合では令和7年度に沖縄県の事業者を対象として、奄美群島産の農林水産物等の取扱い状況等やニーズに関するアンケート及びヒアリング調査を実施したところである。令和8年度においては、これらの調査結果を踏まえて商談会を開催し、奄美の生産者と沖縄の事業者の連携強化及び取引機会創出の可能性について検証する。

3. 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）

4. 業務内容

（1）奄美の生産者等と沖縄県の事業者との商談会の開催

奄美群島の農林水産物等の生産者及び出荷団体等（以下「サプライヤー」という。）と、沖縄県内の卸売・小売・飲食・宿泊・流通事業者等（以下「バイヤー」という。）との商談会を開催する。

- ・ サプライヤー数：12社程度
- ・ 対象地域：奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島
※各島から少なくとも1事業者以上を選定すること
- ・ その他：奄美群島の農林水産物に関するリストを作成するとともに、各島の特色や魅力をまとめたPRチラシ等を作成すること

(2) 商談会実施に係る業務

- ・開催日時、開催方法（対面・オンライン等）の企画立案
- ・会場の選定・手配及び運営
- ・バイヤーの招聘・マッチング調整
- ・サプライヤーの募集・選定
- ・商談スケジュールの作成および進行管
- ・必要資料（商談シート等）の作成支援
- ・サプライヤーの移動手段・宿泊場所の手配

(3) サプライヤーへの伴走支援の実施

商談会に参加するサプライヤーに成約率向上に向けた伴走支援を実施すること。

上記（1）～（3）の事業の開催場所、時期、開催方法等に関しては、事業者の創意工夫によった提案を行うこと。なお、事業実施の際には、発注者と綿密に連携・調整を行うこと。

5. 成果品

- (1) 本業務を踏まえ、業務実績報告書（実施内容や得られた成果・課題・来年度への改善提案及び本業務等実施に係る収支の実績を含む。）を提出すること。なお、それぞれ PDF データのメール納品を含むものとし、提出期限は業務期間内とする。
 - ・実績報告書（A4 版）様式任意 1 部
- (2) 本業務に係る研修資料・回収物・制作物等の著作データの著作権は全て発注者に帰属することとし、そのデータを発注者に提出すること。

5. 業務の執行体制について

- (1) 受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。
- (2) 早期に初回の打ち合わせを実施し、その後は、業務の遂行状況を定期的かつ必要に応じて情報共有しながら、本業務を遂行すること。
- (3) 契約締結後速やかに実施スケジュール等の詳細を明らかにし、発注者の承認を得ること。
- (4) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、発注者と協議し、決定すること。

6. 再委託について

- (1) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することが出来る。その場合は再委託先の業務内容、再委託先の概要及び再委託に付する内容を明記の上、事前に書面にて報告し発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 発注者より再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させ、進捗管理及び発注者への報告を適宜行うものとする。

7. 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受注者が発注者から受領または閲覧した資料等は、発注者の了解なく公表または使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務で知り得た情報を許可なく第三者に開示してはならない。

8. その他

- (1) 担当職員と連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 本業務の実施に当たって、受注者は進捗状況を適宜報告すること。また、本業務の内容や運営方法について、必要に応じて発注者と打合せを行うこと。
- (3) 受注者は、当交流会に関わる参加者への案内物、メール送付文書等は、発注者と事前に相談の上、案内すること。
- (4) 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、すべて受託者の負担とする。
- (5) 不足の事態が発生した場合や、事業計画等に重要な変更が生じる場合は、速やかに発注者に報告し、協議を行うこと。

○ 開催地

● 沖縄県で開催する場合

(メリット) ・ 沖縄側の事業者を多く呼ぶことが出来る。奄美から意欲的な生産者を沖縄へ連れて行けば、たくさんの商談の機会を設けることが出来る。

・

(デメリット) ・ 実際に品物を見てもらう場合の輸送費がかかる。
・ 奄美から沖縄へご案内する生産者の選定が難しい。

● 奄美群島で開催する場合

(メリット) ・ 奄美を実際に知ってもらうことが出来る。
・ 生産現場や品物を実際に見てもらうことが出来る。

(デメリット) ・ どの島に来てもらうかの調整が難しい。

・

○ 対象者（奄美側）

- 農林水産物等の生産者及び出荷団体
- 行政職員
- 物流関係事業者

○ 対象者（沖縄側）

- 奄美群島産の農林水産物の仕入れに興味のある実需者。ホテル関係者も含む。

○ 開催回数 1 回以上